

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会中央治験審査委員会 標準業務手順書対照表

変更前	変更後
<p>(平成23年10月11日 制定)                      (平成24年 3月30日 一部改正)                      (平成24年 7月30日 一部改正)                      (平成24年 8月21日 一部改正)                      (平成24年12月 5日 一部改正)                      (平成25年 1月17日 一部改正)</p>	<p>(平成23年10月11日 制定)                      (平成24年 3月30日 一部改正)                      (平成24年 7月30日 一部改正)                      (平成24年 8月21日 一部改正)                      (平成24年12月 5日 一部改正)                      (平成25年 1月17日 一部改正)  <u>(平成26年11月 6日 一部改正)</u></p>
<p>第1章 中央治験審査委員会</p> <p>(目的と適用範囲)</p> <p>第1条 <u>本手順書は、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会の医療機関が行う治験について、薬事法及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令等に基づき、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会中央治験審査委員会（以下「中央治験審査委員会」という。）の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。</u></p>	<p>第1章 中央治験審査委員会</p> <p>(目的と適用範囲)</p> <p>第1条 <u>本手順書は、<a href="#">医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日 厚生省令第28号）</a>（以下「GCP省令」という。）及びそれに関連する省令並びに通知等に基づいて、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会中央治験審査委員会（以下「中央治験審査委員会」という。）の運営に関する手順等を定める。</u></p> <p><u>2 本手順書は、<a href="#">医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請（以下「承認申請」という）</a>の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。</u></p> <p><u>3 製造販売後臨床試験に対して適用する場合には、本手順書において「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 医療機器の治験の場合も、本手順書を適用する。なお、医療機器の場合は、「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「副作用」を「不具合」等と適切に読み替えて適用する。</u></p>

(中央治験審査委員会の責務)

第2条 中央治験審査委員会は、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図らなければならない。

- 2 中央治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 中央治験審査委員会は、倫理的および科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(中央治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 中央治験審査委員会は、設置者である複数の済生会病院の院長（以下「設置者」という。）が指名する者11名をもって構成する。なお、設置者は中央治験審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) 医学、歯学、薬学その他の医療または臨床試験に関する専門的知識を有する委員を5名以上とする。
- (2) 医学、歯学、薬学その他の医療または臨床試験に関する専門的知識を有するもの以外の委員を2名以上とする。
- (3) 実施医療機関及び設置者と利害関係を有しない委員（第2号の委員を除く）を2名以上とする。
- (4) 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。
- (5) 委員長及び副委員長は委員の中から委員の互選により選出する。
- (6) 委員長が何らかの事由により職務を行えない場合には、副委員長がその職務を代行するものとする。

2 中央治験審査委員会の詳細は下記のとおりとする。

種類：GCP 省令第27条に規定する実施医療機関の長が設置した治験審査委

(中央治験審査委員会の責務)

第2条 中央治験審査委員会は、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図らなければならない。

- 2 中央治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 中央治験審査委員会は、倫理的および科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(中央治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 中央治験審査委員会は、設置者である複数の済生会病院の院長（以下「設置者」という。）が指名する者11名をもって構成する。なお、設置者は中央治験審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) 医学、歯学、薬学その他の医療または臨床試験に関する専門的知識を有する委員を5名以上とする。
- (2) 医学、歯学、薬学その他の医療または臨床試験に関する専門的知識を有するもの以外の委員を2名以上とする。
- (3) 実施医療機関及び設置者と利害関係を有しない委員（第2号の委員を除く）を2名以上とする。
- (4) 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。
- (5) 委員長及び副委員長は委員の中から委員の互選により選出する。
- (6) 委員長が何らかの事由により職務を行えない場合には、副委員長 もしくは委員長が指名する委員 がその職務を代行するものとする。

2 中央治験審査委員会の詳細は下記のとおりとする。

種類：GCP 省令第27条に規定する実施医療機関の長が設置した治験審査委

## 員会

設置者：東京都港区三田 1-4-17 濟生会中央病院 院長  
大阪府吹田市川園町 1-2 濟生会吹田病院 院長  
福岡県福岡市中央区天神 1-3-46 濟生会福岡総合病院 院長  
名称：社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub> 濟生会中央治験審査委員会  
所在地：東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 21 階

3 医療機関より審査依頼があった場合の治験審査委受託契約書の契約者は設置者を代表して濟生会吹田病院の院長とする。

(中央治験審査委員会の業務)

第4条 中央治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を実施医療機関の院長から入手しなければならない。

- (1) 治験実施計画書（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）
- (2) 説明文書・同意文書（治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの）
- (3) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- (4) 治験責任医師及び治験分担医師の氏名を記載した文書
- (5) 治験薬概要書
- (6) 被験者の安全等に係る報告
- (7) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
- (8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- (9) 治験責任医師の履歴書

## 員会

設置者：東京都港区三田 1-4-17 濟生会中央病院 院長  
大阪府吹田市川園町 1-2 濟生会吹田病院 院長  
福岡県福岡市中央区天神 1-3-46 濟生会福岡総合病院 院長  
名称：社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub> 濟生会中央治験審査委員会 ([Social Welfare Organization Saiseikai Imperial Gift Foundation, Inc. Central Institutional Review Board](#))  
所在地：東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 21 階 ([Mita Kokusai Bldg. 21F, 1-4-28 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-0073 JAPAN](#))

3 設置者が契約書や覚書等を締結する場合の契約者は設置者を代表して濟生会吹田病院の院長とする。

(中央治験審査委員会の業務)

第4条 中央治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を実施医療機関の(削除)長から入手しなければならない。

- (1) 治験実施計画書（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）
- (2) 説明文書・同意文書（治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの）
- (3) 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- (4) 治験分担医師の氏名リスト
- (5) 治験薬概要書 (製造販売後臨床試験の場合は医薬品の添付文書)
- (6) 被験者の安全等に係る報告
- (7) 被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
- (8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- (9) 治験責任医師の履歴書

<p>(10) 予定される治験費用に関する資料</p> <p>(11) 治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）</p> <p>(12) その他中央治験審査委員会が必要と認める資料</p> <p>2 中央治験審査委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。</p> <p>(1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項</p> <p>ア 実施医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること</p> <p>イ 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること</p> <p>ウ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること</p> <p>エ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること</p> <p>オ 被験者の同意を得る方法が適切であること</p> <p>カ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること</p> <p>キ <u>予定される治験費用が適切であること</u></p> <p>ク 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること</p> <p>ケ 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること</p> <p>(2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項</p> <p>ア 被験者の同意が適切に得られていること</p>	<p><u>(10) 症例報告書の見本（治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解することができる。）</u></p> <p><u>(11)</u> 治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）</p> <p><u>(12)</u> その他中央治験審査委員会が必要と認める資料 <u>（治験参加カード等）</u></p> <p>2 中央治験審査委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。</p> <p>(1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項</p> <p>ア 実施医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること</p> <p>イ 治験責任医師 <u>（削除）</u> が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること</p> <p>ウ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること</p> <p>エ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること</p> <p>オ 被験者の同意を得る方法が適切であること</p> <p>カ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>キ</u> 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること</p> <p><u>ク</u> 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること</p> <p>(2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項</p> <p>ア 被験者の同意が適切に得られていること</p>
---	--

イ 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審議すること

(ア) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更

(イ) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更

ウ 治験実施中に当該実施医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、治験の継続の可否を審査すること

エ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審査することなお、重大な情報とは以下にあげる (ア) から (キ) までをいう。

(ア) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用

(イ) 重篤な副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの

(ウ) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの

(エ) 副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

(オ) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告

(カ) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告

(キ) 当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係る製造又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

イ 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審議すること

(ア) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更

(イ) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更

ウ 治験実施中に当該実施医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、治験の継続の可否を審査すること

エ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報 (GCP 省令第 20 条第 2 項及び第 3 項に規定される情報等) について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること。

(削除)

オ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること

カ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること

(3) その他中央治験審査委員会が求める事項

3 中央治験審査委員会は、治験責任医師に対して中央治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく実施医療機関の院長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

4 中央治験審査委員会は、被験者に対する緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合（例：治験依頼者の組織・体制変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験分担医師の氏名表記、所属及び職名の変更、モニターの変更）を除き、中央治験審査委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう求めることとする。

5 中央治験審査委員会は、治験責任医師または治験依頼者が以下の事項を実施医療機関の院長を経由して中央治験審査委員会に速やかに文書で報告するよう求めるものとする。

(1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更に関する報告

(2) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更

(3) 全ての重篤で予測できない副作用等

(4) 被験者の安全または当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報

(5) 治験期間中の審査の対象となる文書の追加、更新または改訂が行われた場合

オ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること

カ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること

(3) その他中央治験審査委員会が求める事項

3 中央治験審査委員会は、治験責任医師に対して中央治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく実施医療機関の(削除)長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

4 中央治験審査委員会は、被験者に対する緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合（例：治験依頼者の組織・体制変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験分担医師の氏名表記、所属及び職名の変更、モニターの変更）を除き、中央治験審査委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう求めることとする。

5 中央治験審査委員会は、治験責任医師または治験依頼者が以下の事項を実施医療機関の院長を経由して中央治験審査委員会に速やかに文書で報告するよう求めるものとする。

(1) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更に関する報告

(2) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更

(3) 全ての重篤で予測できない副作用等

(4) 被験者の安全または当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報

(5) 治験期間中の審査の対象となる文書の追加、更新または改訂が行われた場合

6 中央治験審査委員会標準業務手順書の改定に関すること

(中央治験審査委員会の運営)

第5条 中央治験審査委員会は、原則月一回開催する。また、次の各号のうち実施医療機関の院長から緊急の調査審議を求められ、委員長が必要と判断した場合には、随時中央治験審査委員会を開催することができる。

- (1) 当該実施医療機関で発生した治験薬との因果関係を否定できない死亡
- (2) 前号に準じて、被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる事象

2 中央治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。

なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、実施医療機関の院長に意見を文書で通知するものとする。

3 中央治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ第2章第6条でいう中央治験審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。

4 中央治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。

- (1) 審議の採決に参加できる委員が委員総数の過半数が参加していること。
- (2) 第3条第1項(2)の委員が少なくとも1名参加していること。
- (3) 第3条第1項(3)の委員が少なくとも1名参加していること。

5 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

6 当該治験の治験依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者)、治験責任医師と関係のある

6 中央治験審査委員会標準業務手順書の改定に関すること

(中央治験審査委員会の運営)

第5条 中央治験審査委員会は、原則月一回開催する。また、次の各号のうち実施医療機関の(削除)長から緊急の調査審議を求められ、委員長が必要と判断した場合には、随時中央治験審査委員会を開催することができる。

- (1) 当該実施医療機関で発生した治験薬との因果関係を否定できない死亡
- (2) 前号に準じて、被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる事象

2 中央治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。

なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、実施医療機関の(削除)長に意見を文書で通知するものとする。

3 中央治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ第2章第6条でいう中央治験審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。

4 中央治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。

- (1) 審議の採決に参加できる委員が委員総数の過半数が参加していること。
- (2) 第3条第1項(2)の委員が少なくとも1名参加していること。
- (3) 第3条第1項(3)の委員が少なくとも1名参加していること。

5 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

6 当該治験の治験依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者)、治験責任医師と関係のある

<p>委員（治験分担医師、治験協力者又は当該治験実施診療科の職員）及び実施医療機関の院長は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。</p> <p>7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。</p> <p>8 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。<u>ただし、委員全員の合意が得られない場合には、再審査を行うことができる。</u></p> <p>9 意見は次の各号のいずれかによる。</p> <p>(1) 承認する</p> <p>(2) 修正の上で承認する</p> <p>(3) 却下する</p> <p>(4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）</p> <p>(5) 保留する</p> <p>10 実施医療機関の院長は中央治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて中央治験審査委員会に再審査を請求することができる。</p> <p>11 中央治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員に関する記録（各委員の職業、資格及び所属を含む）、審査の記録（以下、会議の記録という）及びその概要を作成し保存するものとする。</p> <p>12 中央治験審査委員会は、審査終了後速やかに実施医療機関の院長に、治験審査結果通知書により報告する。治験審査結果通知書には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 審査対象の治験</p> <p>(2) 審査した資料</p> <p>(3) 審査日</p>	<p>委員（治験分担医師、治験協力者又は当該治験実施診療科の職員）及び実施医療機関の（削除）長は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。</p> <p>7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。</p> <p>8 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。<u>（削除）</u></p> <p>9 意見は次の各号のいずれかによる。</p> <p>(1) 承認する</p> <p>(2) 修正の上で承認する</p> <p>(3) 却下する</p> <p>(4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）</p> <p>(5) 保留する</p> <p>10 実施医療機関の（削除）長は中央治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて中央治験審査委員会に再審査を請求することができる。</p> <p>11 中央治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員に関する記録（各委員の職業、資格及び所属を含む）、審査の記録（以下、会議の記録という）及びその概要を作成し保存するものとする。</p> <p>12 中央治験審査委員会は、審査終了後速やかに実施医療機関の（削除）長に、治験審査結果通知書により報告する。治験審査結果通知書には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 審査対象の治験</p> <p>(2) 審査した資料</p> <p>(3) 審査日</p>
---	---

(4) 参加委員名

(5) 治験に関する委員会の決定

(6) 「承認」以外の場合の理由等

(7) 修正条件がある場合は、その条件

(8) 中央治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き

(9) 中央治験審査委員会の名称と所在地

(10) 中央治験審査委員会が GCP 省令に従って組織され、活動している旨を中央治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述

(11) 被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験について承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨を記載する。

(12) 緊急状況下における救命的な内容の治験において、被験者による事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者と連絡がとれない場合にも治験が行われることが予測される治験について承認する場合には、かかる場合に、治験責任医師等が速やかに被験者または代諾者となるべき者に対して説明した経緯と結果を治験審査委員会に報告する旨を記載する。

(13) 中央治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここで軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が少なく、被験者への危険性を増大させない変更を言う。具体的には、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、実施症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。迅速審査は、委員長及び副委員長が行い、本条第9項に従って判定し、第12項に従

(4) 参加委員名

(5) 治験に関する委員会の決定

(6) 「承認」以外の場合の理由等

(7) 修正条件がある場合は、その条件

(8) (削除)

(8) 中央治験審査委員会の名称と所在地

(9) 中央治験審査委員会が GCP 省令に従って組織され、活動している旨を中央治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述

(10) 被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験について承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨を記載する。

(11) 緊急状況下における救命的な内容の治験において、被験者による事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者と連絡がとれない場合にも治験が行われることが予測される治験について承認する場合には、かかる場合に、治験責任医師等が速やかに被験者または代諾者となるべき者に対して説明した経緯と結果を治験審査委員会に報告する旨を記載する。

13 中央治験審査委員会は、承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、以下のとおり迅速審査を行うことができる。

(1) 迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。

(2) 軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が少なく、被験者への危険性を増大させない変更を言う。具体的には、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、又は治験分担医師の追加等が該当する。

(3) 迅速審査は、委員長及び副委員長が指名する1名の委員により行い、本

て実施医療機関の院長に報告する。委員長は、次回の中央治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。なお、委員長又は副委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合、委員長は他の委員より指名して代行させる。

## 第2章 中央治験審査委員会事務局

(中央治験審査委員会事務局の業務)

第6条 中央治験審査委員会事務局（以下「事務局」という。）は、設置者により任命された事務局長及び事務局員で構成し委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- (1) 中央治験審査委員会の開催準備（開催予定日の公表を含む）
- (2) 中央治験審査委員会の審査等の記録（審査及び採決に参加した委員の名簿を含む）の作成
- (3) 治験審査結果通知書の作成及び実施医療機関の院長への提出
- (4) 記録の保存

中央治験審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、会議の記録（Q and Aを含む）及びその概要、中央治験審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

- (5) その他中央治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

2 事務局は以下に示すものを作成しホームページ等に公表する。

- (1) 中央治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿
- (3) 会議の記録の概要

条第9項に従って判定し、第12項に従って実施医療機関の長に報告する。また、委員長は、次回の中央治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

(4) 委員長又は指名された委員が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、委員長は他の委員を指名して代行させる。

## 第2章 中央治験審査委員会事務局

(中央治験審査委員会事務局の業務)

第6条 中央治験審査委員会事務局（以下「事務局」という。）は、設置者により任命された事務局長及び事務局員で構成し委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- (1) 中央治験審査委員会の開催準備（開催予定日の公表を含む）
- (2) 中央治験審査委員会の審査等の記録（審査及び採決に参加した委員の名簿を含む）の作成
- (3) 治験審査結果通知書の作成及び実施医療機関の削除長への提出
- (4) 記録の保存

中央治験審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、会議の記録（Q and Aを含む）及びその概要、中央治験審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

- (5) その他中央治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

2 事務局は以下に示すものを作成しホームページ等に公表する。

- (1) 中央治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿
- (3) 会議の記録の概要

(4) 中央治験審査委員会の開催予定日

3 本条前項に関して変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。なお、本条前項第3号の会議の記録の概要については治験審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。

4 事務局は会議の記録の概要を公表する際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の措置を講じた上で公表する。

### 第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 中央治験審査委員会における記録の保存責任者は事務局長とする。

2 中央治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 中央治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿（各委員の資格を含む）
- (3) 委員の職業及び所属のリスト
- (4) 提出された文書
- (5) 会議の記録及びその概要（審査及び採決に参加した委員名簿を含む）
- (6) 書簡等の記録
- (7) その他必要と認められたもの

(記録の保存期間)

第8条 中央治験審査委員会における保存すべき治験に係る文書又は記録は、(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。また、製造販売後臨床試験における記録の保存については、再審査又

(4) 中央治験審査委員会の開催予定日

3 本条前項に関して変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。なお、本条前項第3号の会議の記録の概要については治験審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。

4 事務局は会議の記録の概要を公表する際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の措置を講じた上で公表する。

### 第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 中央治験審査委員会における記録の保存責任者は事務局長とする。

2 中央治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 中央治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿（各委員の資格を含む）
- (3) 委員の職業及び所属のリスト
- (4) 提出された文書
- (5) 会議の記録及びその概要（審査及び採決に参加した委員名簿を含む）
- (6) 書簡等の記録
- (7) その他必要と認められたもの

(記録の保存期間)

第8条 中央治験審査委員会における保存すべき治験に係る文書又は記録は、(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。また、製造販売後臨床試験における記録の保存については、再審査又

<p>は再評価の結果公示までとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日）</p> <p>(2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日</p> <p>2 中央治験審査委員会は、実施医療機関の<u>院</u>長を経由して、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発の中止等に関する報告書を受けるものとする。</p>	<p>は再評価の結果公示までとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。</p> <p>(1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日）</p> <p>(2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日</p> <p>2 中央治験審査委員会は、実施医療機関の<u>(削除)</u>長を経由して、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発の中止等に関する報告書を受けるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>本手順書は制定の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年9月1日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年12月5日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成25年1月17日から施行する</p>	<p>附 則</p> <p>本手順書は制定の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年9月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成24年12月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本手順書は平成25年1月17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本手順書は平成26年11月6日から施行する。</u></p>